（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第三条　障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「重度訪問介護」の下に「、同行援護」を加える。

第二条第三号中「第五条第十七項第二号」を「第五条第十八項第二号」に改める。

「第二章　居宅介護、重度訪問介護及び行動援護」を「第二章　居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護」に改める。

第四条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第七条及び第八条第二項中「重度訪問介護」の下に「、同行援護」を加える。

第四十三条第一項中「第四十二条」を「前条」に改め、同条第二項中「第四十二条」を「前条」に改め、「規定は、」の下に「同行援護及び」を加える。

第四十八条第二項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、「重度訪問介護」の下に「、同行援護」を加える。

第百十五条第一項及び第二項並びに第百十七条第一項及び第二項中「第五条第八項」を「第五条第九項」に改める。

第百三十二条第二項中「重度訪問介護」の下に「、同行援護」を加える。

第百三十七条中「第五条第十項に規定する共同生活を営むべき住居」を「第三十四条第一項に規定する共同生活住居」に改め、「この章において」を削る。

第百四十三条第三項第二号中「家賃」の下に「（法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第二項において準用する法第二十九条第五項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活介護事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第六項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）」を加える。

第二百七条中「（法第五条第十六項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第二百十三条中「同条第二項協力歯科医療機関」を「同条第二項の協力歯科医療機関」と、「第百四十三条第三項第二号中「当該指定共同生活介護事業者」とあるのは「当該指定共同生活援助事業者」」に改める。

附則第七条第一項中「（法第五条第十項又は第十六項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）」を削る。

附則第十八条の二第一項中「、重度訪問介護」の下に「、同行援護」を加え、「法第五条第十項に規定する共同生活を営むべき住居」を「共同生活住居」に改め、同条第二項中「法第五条第十項に規定する共同生活を営むべき住居」を「共同生活住居」に改める。

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第四条　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の十七第一項第四号中「第五条第十七項第二号」を「第五条第十八項第二号」に改める。

（身体障害者福祉法施行規則の一部改正）

第五条　身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の三中「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

（社会福祉法施行規則の一部改正）

第六条　社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「第五条第六項」を「第五条第七項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

附則第六項中「第五条第二十一項」を「第五条第二十二項」に改める。

（薬剤師法施行規則の一部改正）

第七条　薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二号ホ中「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に改める。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に改める。

（介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部改正）

第九条　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成四年労働省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第四十号中「第五条第二十一項」を「第五条第二十二項」に改める。

（介護保険法施行規則の一部改正）

第十条　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第百十三条の二第二号イ中「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に改め、同号ロ中「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に改め、同条第三号イ中「第五条第八項」を「第五条第九項」に改め、同号ロ中「同条第四項」を「同条第四項に規定する同行援護、同条第五項」に改める。

第百七十条第一項中「第五条第六項」を「第五条第七項」に、「第五条第十一項」を「第五条第十二項」に、「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に改め、同条第二項第九号中「第五条第五項」を「第五条第六項」に改める。

（厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部改正）

第十一条　厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第五条第十三項」を「第五条第十四項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。